

災害対応時における 都道府県と政令市の役割分担

平成28年10月25日

熊本市

目次

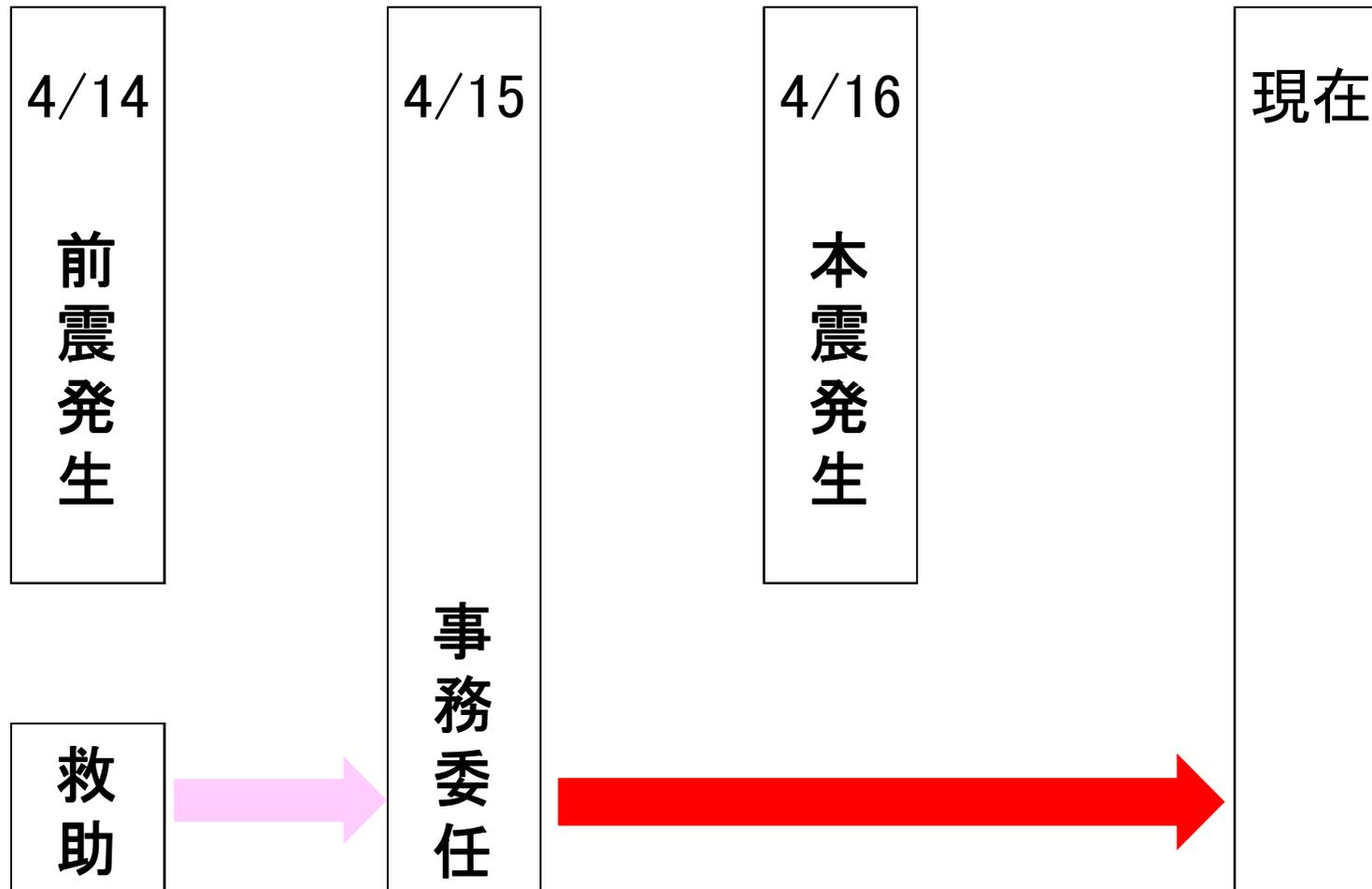
- 1 熊本地震における県と市の連携の状況
- 2 地震発生後の委任の状況
- 3 権限移譲の意義
- 4 権限移譲後の円滑な調整

1 熊本地震における県と市の連携の状況

- (1) 日頃からの県と市の強い絆による連携した取組
- (2) 知事と市長をはじめ、県と市の各レベルでのホットラインを形成
- (3) 県の災害対策本部、国の現地对策本部の会議等にも熊本市の副市長が出席し、連携と調整を図る
- (4) 災害救助法による12の事務が県から市へ委任

2 地震発生後の委任の状況

(1) 委任の経緯



(2) 委任された救助に関する事務と状況

【熊本市に委任された事務】

下記項目について、4月15日付けで、熊本県から熊本市へ委任

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の供与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索
- ⑩ 死体の処理
- ⑪ 障害物の除去
- ⑫ 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上等

【今後改善が必要な事項】

- ① 救助事務の詳細な内容とそれに対する役割分担の明確化
- ② 災害発生後、弾力的運用を必要とする事務に関する協議方法の制度化



◎現制度より迅速で効果的な救助を行うため、より適切な体制の構築を検討

3 権限移譲の意義

(1) 道府県と指定都市役割の明確化

委任の場合、全ての事務の内容を事前に把握し、適切な救助の内容を検討し、決定しておくことは困難。

⇒権限を移譲することにより、道府県と指定都市の役割・権限の分担を明確に位置付けることが可能。

(2) 役割分担の効果

⇒道府県と指定都市がそれぞれ救助の主体としての権限を有し、救助を同時に協力して実施できる体制を構築することで、より迅速な救助活動が実現

⇒道府県においては、県内全体の総合調整や指定都市以外の被災市町村の救助・支援に集中することが可能となり、被災地全体として、より迅速で効果的な救助活動が実現

4 権限移譲後の円滑な調整

災害救助事務を円滑に行うためには、救助の実施主体の権限移譲後においても、なお一層、道府県と指定都市の連携調整を図ることが不可欠。

⇒災害救助の事務は、迅速性ととともに公平性が重要。

⇒指定都市への権限移譲後も、同一道府県内での被災者への公平な取扱が必要であることから、被災市町村間の調整や緊密な情報共有を図ることとし、案件によっては、道府県による広域的な調整が必要となる。

⇒そこで、権限移譲がなされた場合でも、道府県と指定都市が調整・連携を図る体制について、内閣府、知事会、指定都市市長会等が十分な議論を行う必要がある。